

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成27年7月21日)

- 平成27年チャイルドシート使用状況全国調査結果について ..... 1  
(交通部交通企画課)
- 改正道路交通法の公布に伴う高齢運転者対策について ..... 2  
(交通部運転免許課)
- 鳥取県警察災害警備訓練の実施について ..... 4  
(警備部警備第二課)



# 平成27年チャイルドシート使用状況全国調査結果について

平成27年7月21日  
警察本部  
(交通部交通企画課)

平成27年のチャイルドシート使用状況全国調査の実施結果について、下記のとおり報告する。

## 記

### 1 調査目的

警察・一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が合同で全国一斉にチャイルドシートの使用率及び取付け・着座状況を調査し、公表することで一層の使用率向上を図るとともに、チャイルドシートの適正な使用を啓発することを目的とする。

### 2 調査期間（全国）

平成27年5月24日（日）から6月4日（木）までの間

### 3 調査日時・場所（本県）

平成27年5月30日（土）午前10時から正午までの間

- イオンモール鳥取北 鳥取市晩稻348
- イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村日吉津1160-1

調査対象者：各箇所100人（計200人）

### 4 調査結果

#### (1) 使用率と全国順位

	使用率	全国平均	順位
平成27年	65.5% (+ 8.5P)	62.7% (+0.8P)	22位

※（ ）は前年対比

#### (2) 過去の調査結果

	使用率	全国平均	順位
平成26年	57.0% (+14.8P)	61.9% (+1.7P)	31位
平成25年	42.2% (+10.7P)	60.2% (+1.4P)	47位
平成24年	31.5% (-15.0P)	58.8% (+1.8P)	47位
平成23年	46.5% (+ 3.0P)	57.0% (+0.2P)	36位

※（ ）は前年対比

- 平成25年以降3年連続して使用率が向上し、本年は前年対比8.5ポイント増加し、全国平均を13年振りに上回った。

#### (3) 未使用の状況

着座状況	鳥取県	全国平均
車両シートにそのまま着座	14.5% (-13.5P)	20.7% (-0.2P)
チャイルドシートにそのまま着座	5.5% (+ 4.5P)	4.0% (+0.3P)
大人用シートベルト着用	12.0% (+ 1.5P)	7.2% (-0.3P)
保護者の抱っこ	2.5% (- 1.0P)	5.4% (-0.6P)

※（ ）は前年対比

- 「チャイルドシートにそのまま着座」、「大人用シートベルト着用」が全国平均より高い。

### 5 今後の取組

- 関係機関・団体と連携したチャイルドシートの必要性及び正しい使用方法の広報啓発活動
- 交通指導取締りの推進
- 幼稚園、幼児の保護者等が集まる場所における交通安全教育活動

## 改正道路交通法の公布に伴う高齢運転者対策について

平成27年7月21日  
警 察 本 部  
(交通部運転免許課)

本年6月17日に公布された改正道路交通法に伴う高齢運転者対策について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 法改正の背景

交通死亡事故件数は、全体では減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故及び全体に占める割合が増加傾向にあり、高齢の運転免許保有者が今後さらに増加することも踏まえて、高齢運転者対策が喫緊の課題となっていることによる。

#### 2 交通事故に占める75歳以上の割合

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
鳥取県全事故	4.3	5.5	5.1	6.7	7.2	8.1	7.7	8.4	7.4	8.9
鳥取県死亡事故	12.2	11.1	25.0	3.3	19.4	22.2	7.7	10.3	4.5	16.7
全国全事故	3.0	3.3	3.7	4.1	4.6	4.8	5.2	5.5	5.8	6.2
全国死亡事故	7.4	7.4	8.2	8.7	9.5	10.0	10.2	11.8	11.9	12.9

※ 数字は事故に占める75歳以上の運転者が第1当事者となる割合(%)

【高齢者事故の割合の推移】

平成17年

平成26年

※ 加害者全事故 鳥取県 4.3%(全国 3.0%) 鳥取県 8.9%(全国 6.2%)

※ 加害者死亡事故 鳥取県12.2%(全国 7.4%) 鳥取県16.7%(全国12.9%)

#### 3 法改正の主な概要

- (1) 認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした高齢運転者に対する臨時認知機能検査制度の導入
- (2) 臨時認知機能検査の結果、一定の基準に該当した者に対する臨時高齢者講習制度の導入
- (3) 認知機能検査において第1分類と判定された者に対する臨時適性検査の実施

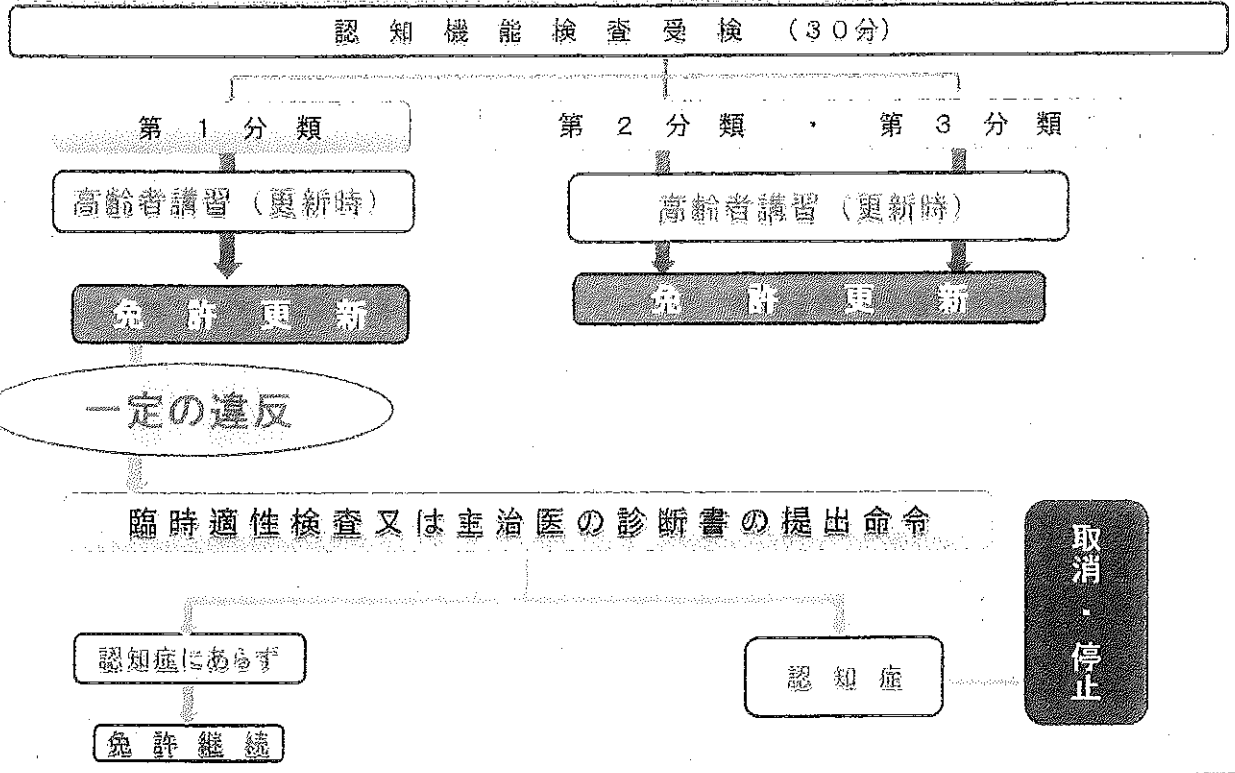
#### 4 問題点

- (1) 法施行後は、臨時認知機能検査の導入、第1分類の者全員に対する臨時適性検査(医師の診断)の実施等、新たな対策が導入されることに伴い、運転免許の取消処分者の増加が予想され、適切に手続きを行うための人員配置、システムの変更等体制の確保が必要である。
- (2) 公共交通機関が少ない本県では、運転免許を返納した場合の移動手段の確保が必要である。
- (3) 認知症患者は、本人に自覚がない方もあり、運転免許の取消しの必要性や手続き、自主返納制度についての理解が困難な場合もある。

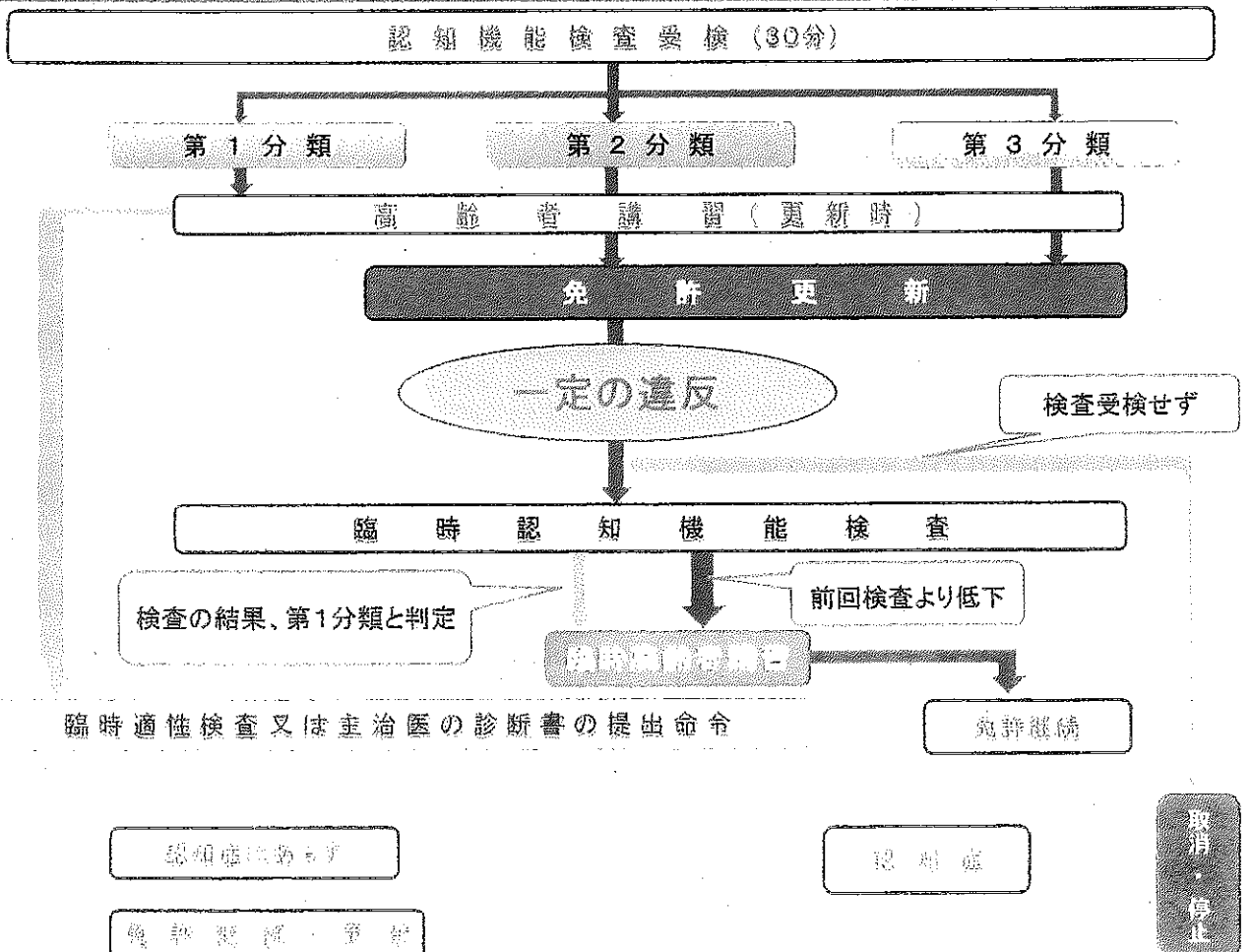
#### 5 対策

- (1) 改正道路交通法の施行により、臨時適性検査(医師の診断)対象者が増加すること等に備え、医師への周知及び鳥取県関係部局、鳥取県医師会等との連携体制を構築する。
- (2) 運転適性相談等運転免許センターにおいて認知症患者を早期に発見し、適切に対応するため、厚生労働省が所管する「地域医療介護総合確保基金」を活用した対策を検討している。
- (3) 臨時認知機能検査、臨時高齢者講習の対象者の確実な把握のため諸対策を行っていく。
- (4) 高齢者講習・認知機能検査の委託先である指定自動車教習所への改正法の周知及び臨時認知機能検査、臨時高齢者講習を適切に実施するための連携体制を確保する。
- (5) 運転免許の自主返納者に対する支援策の拡充を関係機関に呼びかける。
- (6) 認知症に対する理解を深めるための警察職員に対する教養を実施する。

# 現 行



# 改正法施行後



※ 従来は認知機能検査で第2・第3分類の方は、運転の継続に特別な措置は必要なかった。  
改正法施行後は、第2・第3分類の方のうち、一定の違反を起こした方は、臨時認知機能検査の受検が必要となる。

※ 臨時認知機能検査の結果、判定が低くなった方については、臨時認知機能検査の受検が必要となる。

※ 認知機能検査で第1分類の方については、従来は、番号無視等一定の違反があった場合にのみ臨時適性検査（医師の診断）を受検しなければならなかったが、改正法施行後は、第1分類の方についても、一定の違反があった場合には、臨時適性検査又は主治医の診断書の提出命令を受ける必要がある。

## 鳥取県警察災害警備訓練の実施について

平成27年7月21日  
警 察 本 部  
(警備部警備第二課)

鳥取県警察災害警備訓練を実施したので、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 訓練目的

梅雨期の集中豪雨、台風等の災害シーズンの本格化を前に、本県警察の災害警備部隊の中核である鳥取県警察広域緊急援助隊を中心とした本部機動隊・管区機動隊の合同訓練を実施することにより、本県警察の災害対処能力の向上を図ることを目的とする。

#### 2 訓練実施日時・場所

平成27年7月1日(水) 午前10時から午前11時45分までの間  
鳥取市伏野46番地5 鳥取県警察学校グラウンド

#### 3 訓練参加者

##### (1) 統括官及び訓練幕僚(5人)

警備部長、警備部参事官(警備第二課長)、機動隊長、  
警備第二課次席、機動隊副隊長

##### (2) 訓練実施部隊(58人)

- 本部機動隊(広域緊急援助隊警備部隊)13人
- 管区機動隊(広域緊急援助隊警備部隊及び緊急災害警備隊)35人
- 地域課(広域警察航空隊)3人
- 交通機動隊(広域緊急援助隊交通部隊)2人
- 鳥取県東部広域行政管理組合消防局5人



#### 4 訓練想定

県東部地区において、停滞した前線の影響で猛烈な雨が降り続き、河川の氾濫、土砂崩れによる家屋の倒壊などの被害が発生した。

県警察は、午前10時、鳥取県警察特別災害警備本部及び現地災害警備本部を設置した。

鳥取県警察特別災害警備本部は、広域緊急援助隊先行情報班を出動させ、鳥取市伏野地区の被災情報収集を指示した。

#### 5 訓練内容

- (1) 地上からの被災情報収集訓練
- (2) 高所からの孤立者救助訓練
- (3) 倒壊建物からの救出救助訓練
- (4) 浸水建物からのホイスト救助訓練
- (5) 土砂埋没車両からの救出救助訓練



#### 6 訓練実施結果

- これまで機動隊と管区機動隊による合同訓練の実施機会は少なかったが、実際の災害警備出動では、災害現場で県機動隊と管区機動隊が混在するため、本訓練を通じて、部隊間相互の連携強化を図ることができた。
- 現場に即した訓練により、各種装備資機材を活用した救出救助能力の向上、危機管理意識の醸成を図ることができた。

#### 7 今後の方針

効果的な災害対策を推進するため、継続的な訓練により県機動隊と管区機動隊の救出救助対処能力の一層の向上を図っていく。